

○環境省令第五号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十九条、第三十二条第一項及び第三十七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壤汚染対策法に基づき指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣 原田 義昭

1

土壤汚染対策法に基づき指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壤汚染対策法に基づき指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものによ

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(指定の更新の申請)</p> <p>第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第三 <u>三条第八項</u>に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(指定の更新の申請)</p> <p>第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第三 <u>四条第二項</u>に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p>

五 技術管理者による土壤汚染状況調査等に従事する他の者の
監督に関する事項

六～十 (略)

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土
壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事（土壤汚染対策法施行
令（平成十四年政令第三百二十六号）第十条に規定する市にあ
つては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した日から
五年間保存しなければならない。

2 (略)

(新設)

五～九 (略)

(帳簿)

第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土
壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事（令第八条に規定する
市にあつては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した
日から五年間保存しなければならない。

2 (略)

様式第1 (第1条第1項関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

環 境 大 臣
殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計	箇所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 3 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること（消印してはならない）。

様式第1 (第1条第1項関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

環 境 大 臣
殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項の指定を受けたいので、同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行おうとする事務所の所在地		
名 称	(郵便番号) 所 在 地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域
計	箇所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 3 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること（消印してはならない）。

様式第11 (第11条第1項関係)

指定の更新申請書

指定番号	
※指定年月日	

年 月 日

環境大臣
殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行うとする事業所の所在地		
名称	(郵便番号) 所在地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行うとする都道府県の区域
計 箇所		
備考		

- 備考 1 ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
 2 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 5 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること（消印してはならない）。

様式第11 (第11条第1項関係)

指定の更新申請書

指定番号	
※指定年月日	

年 月 日

環境大臣
殿
都道府県知事

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定により、次のとおり申請します。

土壤汚染状況調査等を行うとする事務所の所在地		
名称	(郵便番号) 所在地 (電話番号)	土壤汚染状況調査等を行うとする都道府県の区域
計 箇所		
備考		

- 備考 1 ※印の欄は、既に指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
 2 既に提出している書類に変更がない場合は、備考の欄にその旨記載すること。
 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 5 環境大臣に対して申請する場合には、欄外右上部に所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼付すること（消印してはならない）。

様式第十一(第十二条関係)

(表面)

12センチメートル

番号

土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

写 職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

年 月 日限り有効

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事

印

8センチメートル

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第十一(第十二条関係)

(表面)

12センチメートル

番号

土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

写 職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日発行

年 月 日限り有効

環境大臣
地方環境事務所長
都道府県知事

印

8センチメートル

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に土壤汚染対策法第三条第一項の規定による指定を受けている者が同法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づき指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第十九条第五号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。